

# 小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度とは、小規模企業の個人事業主又は会社の役員の方が廃業・退任された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく国の共済制度で、いわば「事業主・役員退職金制度」といえるものです。

## 制度の特色

### 安心確実な国の制度

- ◎小規模企業共済法（昭和40年法律第120号）に基づいた制度
- ◎国が全額出資している中小企業基盤整備機構が運営
- ◎掛け金は共済金等の原資として100%充当（制度運営経費は国が負担）
- ◎受給権は差押禁止債権として保護されています。

### 掛金にも共済金にも税制上のメリット

- ◎掛金は全額所得控除（年間最高84万円）
- ◎共済金は「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」

### ライフプランに合わせた共済金の受取り方法

- ◎共済金の受取りは「一括」・「分割（10年／15年）」または「一括と分割の併用」が選択可能です。（分割で受とられる場合は一定の要件が必要です）

### 事業資金等の貸付制度も充実

- ◎納付した掛金総額の範囲内で事業資金等の貸付け
- 一般貸付：簡易迅速な貸付
- 特別貸付：傷病災害時貸付／創業転業時貸付／新規事業展開等貸付／福祉対応貸付など、低利で貸付（一定の要件が必要）

お問い合わせ・お申し込みは、**三原商工会議所**  
 中小企業相談所（☎062-6155）へ。

《掛金の全額所得控除による節税額一覧表》

課税される所得金額	加入前の税額		加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額5万円	掛金月額7万円
200万円	102,500円	204,000円	20,500円	56,500円	92,500円	128,500円
400万円	372,500円	404,000円	36,000円	108,000円	180,000円	238,000円
600万円	772,500円	604,000円	36,000円	108,000円	180,000円	252,000円
800万円	1,204,000円	804,000円	39,600円	118,800円	198,000円	277,200円
1,000万円	1,764,000円	1,004,000円	51,600円	154,800円	258,000円	361,200円

《共済金の受取り例》 ※掛金月額10,000円の場合

掛金納付年数	5年	10年	15年	20年	30年	共済事由等
掛金合計額	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,400,000円	3,600,000円	
共済金A	621,400円	1,290,600円	2,011,000円	2,786,400円	4,348,000円	●事業をやめたとき（個人事業主の死亡・会社等の解散を含みます） ※配偶者、子への譲渡及び現物出資により個人事業を会社へ組織変更した場合を除きます。
共済金B	614,600円	1,260,800円	1,940,400円	2,658,800円	4,211,800円	●会社等の役員が疾病、負傷または死亡による退職（任意または任期満了による退職を除きます） ●老齢給付（年齢が満65歳以上で、掛金を15年以上納付した方は、請求することによりお受け取りいただけます。なお、老齢給付として受け取らずに、共済契約を継続することもできます）
準共済金	600,000円	1,200,000円	1,800,000円	2,419,500円	3,832,740円	●会社等の役員が任意または任期満了による退職 ●配偶者、子への事業譲渡 ●現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員にならなかったとき
解約手当金	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が240か月（20年）未満での受取額は、掛金合計額を下回ります。					●任意解約 ●掛金を12か月以上滞納したとき ●現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員になったとき（なお、この場合において小規模企業者でないときは、準共済事由となります）

取扱機関名

広島県三原市皆実4丁目8番1号  
**三原商工会議所**  
 電話 0848-62-6155

# FAX送付状

資料請求等

FAX番号：0848-62-5900

送付先：三原商工会議所 行き

事業所名	
代表者名	
所在地	
電話	( )

※ご記入いただきました上記氏名、住所等につきましては、  
小規模企業共済制度の加入勧奨以外の目的には使用いたしません。

## 小規模企業共済制度について

(いずれかに○印を付けてください)

1. 加入したい
2. 制度の詳しい説明を受けたい
3. 制度の案内を送ってほしい



この方向に入れてください。